

## 横浜市狭あい道路の路線型整備に関する要綱

制定 平成 29 年 9 月 1 日 建建防 1781 号（局長決裁）

改正 令和 3 年 9 月 30 日 建建防 1856 号（局長決裁）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月横浜市条例第 62 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する整備促進路線において、条例第 18 条に規定する路線型整備を行うことに必要な手続及び技術的な支援内容について定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この要綱における用語の定義は、条例及び横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）路線型整備活動団体

整備促進路線において路線型整備に関する活動を行う者で構成される団体で、横浜市地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月横浜市条例第 4 号。以下「地域まちづくり条例」という。）第 8 条第 1 項で定める地域まちづくりグループの登録をしたものをいう。

#### （2）まちの不燃化推進事業活動組織

地域まちづくり条例第 9 条第 1 項に基づく地域まちづくり組織の認定を受け、地域まちづくり条例第 10 条に基づく地域まちづくりプランの実現に向け、まちの不燃化推進事業を行おうとする団体をいう。

#### （3）整備希望路線

建築主等が路線型整備を希望する道路の始点から終点を結ぶ範囲をいう。

#### （4）対象路線

路線型整備を行う道路の始点から終点を結ぶ範囲をいう。

#### （5）路線沿道の敷地

路線型整備を行おうとする道路に接する土地（後退用地等とオプション整備施設を設置する土地）をいう。

#### （6）オプション整備

整備行為とあわせて路線沿道の敷地や道路に設置することで、防災、防犯、交通安全、住環境及び景観の面から有効であると市長が認める施設並びに対象路線に接する土地の建築主等からの要望がある施設の整備をいう。

### （市長がやむを得ない事情があると認める場合）

第 3 条 施行規則第 23 条第 2 号で規定する市長がやむを得ない事情があると認める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

#### （1）建物が後退線より道路側に越境している場合

#### （2）土地の権利関係に関する事項について紛争中の場合

- (3) 道路と敷地の高低差が著しい場合
- (4) 空き家等で所有者が不明である場合又は所有者と連絡が取れない場合

(支援内容)

第4条 市長は路線型整備活動団体及びまちの不燃化推進事業活動組織（以下「路線型整備活動団体等」という。）に対して、次の各号に規定する支援を行う。

- (1) 横浜市地域まちづくり支援制度要綱第3条に基づくまちづくりコーディネーターの派遣
- (2) 整備方針決定の支援
- (3) 路線測量及び設計の実施
- (4) 路線型整備工事（後退整備及びオプション整備工事）の実施
- (5) 路線型整備に必要な技術的な助言

(事前相談)

第5条 施行規則第21条に基づき路線型整備協議の申入れを行おうとする者は、市長に事前相談をする。

(路線型整備事前相談票の提出)

第6条 施行規則第21条に基づき路線型整備協議の申入れを行おうとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 路線型整備事前相談票（第1号様式）
  - (2) 整備希望路線を明示した案内図
- 2 路線型整備事前相談票を提出する際に、整備希望路線が公道であること及び道路の中心から2メートルの範囲内に建物がないことを確認する。
- 3 市長は第1項の書類の提出を受けた後、現地調査を行う。

(整備希望路線沿道地権者向け説明会の開催)

第7条 路線型整備活動団体となろうとする団体及びまちの不燃化推進事業活動組織は、整備希望路線に接する土地の建築主等を対象とした説明会を開催する。説明会では、代表者による趣旨説明を行い、その後市から事業概要の説明を行う。

(自治会町内会への説明)

第8条 路線型整備活動団体となろうとする団体は、整備希望路線を対象区域に含む全自治会町内会（自治会町内会がない場合は、これに準ずる地域を代表する組織とする。以下「自治会町内会等」という。）に対し、次の各号に規定する内容について説明を行い、整備希望路線を対象区域に含む自治会町内会等への路線型整備活動に関する説明報告書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- (1) 地域まちづくりグループの登録をし、路線型整備活動団体として、条例、施行規則及び本要綱に基づいた活動を行うこと。
- (2) 路線型整備活動団体は、整備希望路線に接する土地の建築主等の合意形成に向け主体的に

取り組むこと。

(3) 路線型整備活動団体の活動について、自治会町内会等に定期的に報告を行うこと。

(4) 整備希望路線の範囲

(地域まちづくりグループの登録)

第9条 路線型整備活動団体となろうとする団体は、地域まちづくりグループの登録に必要な横浜市地域まちづくり推進条例施行規則（平成17年9月横浜市規則第113号）第3条第1項及び第2項各号に規定する書類を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の書類が建築局で受理され、都市整備局地域まちづくり課による審査を経て、地域まちづくりグループの登録が完了したことを確認し、地域まちづくり条例に基づく支援を行う。

(整備内容検討)

第10条 路線型整備活動団体等は、まちづくりコーディネーターの支援を受け、対象路線及びオプション整備の内容を検討するものとする。

2 オプション整備の内容については、関係者及び関係機関と調整を行うものとする。

(アンケートの実施)

第11条 路線型整備活動団体等は、整備希望路線に接する土地の建築主等を対象とした路線型整備内容に関するアンケートを実施する。

(アンケートの結果及び整備方針の報告)

第12条 路線型整備活動団体等は、前条の規定によるアンケートの結果を基に整備内容の再検討を行い、市長と相談の上、整備方針を決定する。

2 路線型整備活動団体等は、整備希望路線に接する土地の建築主等に対し、整備方針の報告を行う。

3 路線型整備活動団体は第8条の規定により説明を行った自治会町内会等に対し、整備方針の報告を行い、対象路線を対象区域に含む自治会町内会等への整備方針に関する説明報告書（第3号様式）を作成する。

(路線型整備協議書)

第13条 路線型整備活動団体等の代表者は、対象路線で路線型整備の対象となることを希望する建築主等全員の委任を受け、路線型整備協議書（第4号様式）に、次に掲げる書類及び前条第3項に規定する書類を添えて、市長に提出する。

(1) 関係権利者一覧表（第5号様式）

(2) 路線型整備協議申請承諾書（第6号様式）

(測量)

第14条 市長は、前条に規定する路線型整備協議書を受領後、後退用地等の測量を行い、実測図

を作成する。

(戸別訪問)

第 15 条 路線型整備活動団体等と市長は、対象路線で路線型整備の対象となることを希望する建築主等に戸別訪問を行い、実測図を基に後退線の位置や整備支障物件について説明する。

(路線型整備協議締結同意書)

第 16 条 路線型整備活動団体等の代表者は、前条の戸別訪問後、路線型整備を希望する建築主等の委任を受け、市長に、路線型整備協議締結同意書(第 7 号様式)を提出する。

2 土地所有者と建物所有者が異なる場合及び共有地に関しては関係者全員が同意した上で、提出することとする。

(路線型整備協議の締結)

第 17 条 市長は、前条の同意書により、建築主等の十分な同意が取れていると判断できる場合は、路線型整備協議を締結することとする。

(詳細設計)

第 18 条 市長は、路線型整備協議の締結後、路線沿道の敷地前面の道路の詳細設計並びに路線沿道の敷地の整備支障物件の除去及び移設に伴う戸別の外構設計を行う。

(外構設計の説明のための戸別訪問)

第 19 条 路線型整備活動団体等と市長は、外構設計の説明のため、路線型整備協議締結同意書を提出した建築主等に再度戸別訪問を行う。

(路線型整備工事に関する確認書)

第 20 条 路線型整備活動団体等の代表者は、路線型整備協議締結同意書を提出した路線沿道の敷地の建築主等全員(第 3 条の市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、その者を除く。)の委任を受け、路線型整備工事に関する確認書(第 9 号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出する。

- (1) 路線型整備協議締結同意書を提出した建築主等全員(第 3 条の市長がやむを得ない事情があると認める場合にあっては、その者を除く。)の路線型整備工事同意書(第 10 号様式)
- (2) 外構設計図面
- (3) 土地使用承諾書兼誓約書(横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例及び同条例施行規則に係る様式を定める要綱第 8 号様式)

(路線型整備工事の実施)

第 21 条 市長は、路線型整備活動団体等の代表者から提出された前条の路線型整備工事に関する確認書を確認し、工事を行う。

(オプション整備施設の種類)

第 22 条 オプション整備施設の種類は、次の各号に定めるものとし、関係機関と協議の上、実施することができる。なお、市で既に補助事業を実施している項目（初期消火箱等）に関しては、その補助事業を活用するものとし、路線型整備ではその設置空間の整備を行う。

- (1) 防災・防犯施設 かまどベンチ、避難誘導サイン等
- (2) 交通安全施設 イメージランプ、カラー舗装、発光ダイオードの埋め込み等
- (3) 住環境施設 すず風舗装、掲示板、ゴミ置場等
- (4) 景観施設 デザインマンホール、街並みデザイン等

(整備後の維持管理)

第 23 条 側溝等の道路構造物は、市により維持管理を行うものとする。

- 2 第 18 条で設計を行い、路線型整備工事で移設した整備支障物件は、その土地の建築主等により維持管理を行うものとする。
- 3 オプション整備施設の維持管理等に関する事項については、オプション整備施設の整備箇所の建築主等と路線型整備活動団体等をはじめとする関係団体等の間で協定を締結し定めるものとする。
- 4 建築主等又は路線型整備活動団体等をはじめとする関係団体等は、前項の協定書の写しを市長に提出する。

(適用除外)

第 24 条 この要綱の規定は、路線型整備が決定した対象路線に接する土地において、建築主等の都合等により、先行して戸別に整備を行う場合には、適用しない。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。